

会 議 記 録 (要 旨)

会 議 名	杉並区青少年問題協議会		
年 度	令和6年度	開 催 回	第1回
日 時	令和6年7月8日(月)午後2時～4時		
場 所	杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並) ゆうホール		
出 席 者	委員名	半田委員、吉田委員、最上委員、水野委員、寺澤委員、上木委員、岡田委員、金子委員、宮内委員、新藤委員、藤高委員、巖瀬委員、小山内委員、岩崎委員、山内委員、高橋委員、平見委員、久保川委員	
	事務局	子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課長、済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事	
傍 聴 者	0名		
配 付 資 料	資料1	杉並区青少年問題協議会条例・要綱	
	資料2	杉並区青少年問題協議会委員・幹事名簿	
	資料3	子ども・青少年の健全育成支援に関する事業について(概要)	
	資料4	「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について	
	資料5	子どもアンケート(杉並区子どもの居場所意識調査)集計結果	
	資料6	子どもの声(子どもヒアリングから)	
	資料7	子どもワークショップ実施状況	
	資料8	「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について	
	資料9	令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について	
	参考資料	子どもワークショップの取組内容の発表(広報すぎなみ7月1日号紙面)	
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員委嘱及び紹介 3 幹事紹介 4 会長の選出・副会長の指名 5 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども・青少年の健全育成支援に関する事業及び「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について (2) 「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について (3) 令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について 6 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもワークショップの取組内容の発表と意見交換会について 		
会議内容(要旨)			
	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (子ども家庭部長挨拶) 2 委員紹介 (委嘱状机上配付) (委員自己紹介) 3 幹事紹介 (幹事自己紹介) 4 会長の選出・副会長の指名 (会長の選出) 青少年問題協議会条例第3条第1項の規定により、協議会に会長を置くこととなっており、委員の互選により選出する。 		

	<p>新藤会長を会長に選出する。 (副会長の指名) 青少年問題協議会条例第3条第3項の規定により、協議会に副会長を1人置くこととなっており、会長が指名する委員を充てる。 藤高委員を副会長に充てる。</p>
児童青少年課長	<p>5 議題</p> <p>(1) 子ども・青少年の健全育成支援に関する事業及び「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について</p> <p>(「資料3 子ども・青少年の健全育成支援に関する事業について(概要)」、 「資料4 「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について」、 「資料5 子どもアンケート(杉並区子どもの居場所意識調査)集計結果」、 「資料6 子どもの声(子どもヒアリングから)」、 「資料7 子どもワークショップ実施状況」について説明)</p>
平見委員	<p>(質疑・意見等)</p> <p>ヒアリングやアンケートを通じて子どもの声を丁寧に拾っており、よい計画ができるのではないかと感じる。</p> <p>「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の骨格では、対象とする子どもの年齢を0歳～18歳未満にしているが、困難を抱える18歳以上の子どもは数多くいる。国としても社会的養護という観点で、支援を連続的にしていくことを求めている。児童相談所の立場としてのお願いになるが、杉並区はぜひ18歳以降の若者についても考えてくということメッセージとして入れてほしい。</p>
児童青少年課長	<p>こども基本法でも示されているように、子どもの定義は、年齢18歳未満とするのではなく、成長段階にある者と認識している。ただ、これから基本方針を作っていく段階では、まず子どもの定義を0歳から18歳未満とした。若者への施策は非常に重要なものであるととらえているため、18歳以上の若者についてももしっかり考えていくというメッセージを入れていきたい。</p>
吉田委員	<p>月1回開いている育児サロンの場で、発達のゆっくりした子どもたちが気兼ねなく集える場所がもっとあったらよいという声が出ている。</p> <p>多数の意見だけでなく少数の意見も聞いて子どもの居場所づくりを考えてほしい。</p>
児童青少年課長	<p>子どもの居場所としては、児童館、ゆうキッズや子ども・子育てプラザのような居場所と、特性に応じた居場所と双方で考えていく必要があると考える。委員のご助言を参考に、基本方針の中身を検討していきたい。</p>
新藤会長	<p>障害があるお子さんや発達がゆっくりなお子さん向けのターゲット型の居場所の充実という、放課後等デイサービス等の支援を充実させていくことが考えられるが、みんなそっちに行ってくださいという流れになることが危惧される。みんなと一緒に遊びたいお子さんやみんなと一緒に遊ばせたい親御さんもいると思う。居場所に対するニーズが多様であり、その選択肢が多様にあることが大切であるとする。</p>
小山内委員	<p>1～6年生の放課後の居場所として、学校をお借りして放課後等居場所事業を運営している。特に5年生のニーズが高く、現在15～16人の利用がある。校庭も開放しているので体を動かして満足して帰っていく。</p> <p>一方で、小学校を卒業すると、今度は中学生の居場所がなくなる。そんな中、コミュニティふらっと永福の中・高校生の居場所の取組はとてもよいと感じる。</p> <p>区としてすでに様々な取組を行っているところだとは思いますが、各世代における居場所のより一層の充実をお願いしたい。</p>

児童青少年課長	<p>区が運営している児童館は0～18歳を対象にしているが、現状中高生の利用は一日平均2人程度にとどまっている。児童館は、開館時間が18時までという点など小学生向けに作られている施設であるため、中高生のニーズに合っていないと感じている。今回、中高生へのアンケートやワークショップを通じて、成長するにつれて外に居場所を作る子や、勉強できる場所を求める子、児童館のように仲間と何かできる場所を求める子がいることがわかった。こういったニーズに一定程度応えられるよう、現在の児童館という資源を活用するのか他の施設を活用するのか方向性を考えていきたい。</p>
新藤会長	<p>コミュニティふらっと永福の若者歓迎デーというものがあつたと思うがどのような内容か。</p>
児童青少年課長	<p>コミュニティふらっと永福では、日常的に中高生が優先的に利用できる時間を作っている。一つは、施設内にあるラウンジの一部を、夕方16時以降、中高生の優先席としている。また、軽運動ができる多目的室及び楽器練習室を、決まった曜日の決まった時間に、中高生が予約なしで利用できるようになっている。このように、コミュニティふらっと永福では、中高生が優先的に使えるスペースを提供している。</p>
新藤会長	<p>ぜひ中高生にコミュニティふらっと永福を知ってほしいと思う。以前見学させていただいた際、高齢の方が多い印象はあつたが、若者を歓迎している雰囲気が伝わってきた。</p>
厳樫委員	<p>子どもたちは中学年以降になると、行く場所がないように見受けられる。児童館は、主に低学年の学童クラブの子どもたちでいっぱい。平日、自由にゲームをしたくて地域区民センターの椅子で長時間ゲームをしている子も多にいる。高井戸児童館は中高生向けの児童館で、中高生を呼び込むために様々な工夫をしているようであるが、併設する学童クラブに通う高井戸小学校の子どもたちが、中学生になったときに、生活圏が違うためなかなか高井戸児童館には来ないと思われる。児童館が駅近くではなく住宅街の真ん中にあり交通の便が悪いことも、中高生にとって足が向かない理由ではないか。</p>
児童青少年課長	<p>ご意見をしっかり受け止めたい。</p>
教育委員会事務局庶務課長	<p>(2) 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について</p>
教育委員会事務局庶務課長	<p>(「資料8 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について」説明)</p>
教育委員会事務局庶務課長	<p>(3) 令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>(「資料9 「令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」説明)</p>
宮内委員	<p>(質疑・意見等) 青少年委員で関わっていた学校でも、今年度に入り、不登校の生徒さんが来られる環境を整え始め、週3日のサポートを行っている。学校に通う、通わないに対する考え方は、変わってきていると思う。問題は「不登校」なのではなく、通えなくなっているお子さんにとって、学びの機会が奪われていないかという点と考える。学び</p>

	<p>の環境を、いつ、どこで、どのように整えるかが課題。かつて不登校であったお子さんと接する機会があるが、必ずしもいじめだけが背景にあるわけでもなく、複雑になっている。</p> <p>(自分らしくいられる場に困っていた我が長男の事例で) 幼い兄弟がいるため、自宅にもいられず、登校するものの、教室にはいられず、図書室で隠れてひたすら読書していた。(そういう行動は、大人からすれば、いけないことであるとわかっているから、大人の目を避けて) 大人のいないところが居場所だったとのこと。「資料5 子どもアンケート」で、居場所が「ない」という意見には、大人に対する諦めを含んだ回答でもあるのではないかと。居場所作りや不登校の対応などを考えていくに当たっては、子どもの意見を中心にして、子どもが本音で意見を言えるような場を作ることが大事。</p>
山内委員	<p>学校の方針としては、教職員全員の目で生徒を見守り、情報共有及び家庭との対話を通じいじめの早期発見・早期解決に努めていくという考え。</p> <p>不登校の生徒の選択肢として、フリースクールやオンラインフリースクール等がある。また、教室以外の学校での居場所づくりということも、今年度から杉並の全小中学校で始めており、本校では、地域の方の協力を得て不登校の生徒の面談をしてもらっている。</p> <p>不登校に関しては、原因がいじめに限らず、原因がわからないということもある。生徒と保護者の考えていることをよく聞き取り、学校・家庭で連携しその子の成長のためにはどうしていくことがよいのかを根気強く考えていきたい。いじめ及び不登校の問題については、いじめ防止対策推進条例の制定も予定されているが、教育委員会も含めてしっかり取り組んでいきたい。</p>
上木委員	<p>保護者としては、いじめの問題は難しいと感じている。本当は違うところに理由があったとしても、学校に行きたくないため友達のせいにしてしまうこともあるだろうし、それで名前を出された子は、いじめっ子という見方をされてしまうこともあり得る。誰が悪いということとはなかなか難しい。保護者としては、年齢に応じた子育ての難しさを感じている。手がかからなくなったと思ったら、親に何も話してくれず本音がわからなかったりもする。子育ての悩みを相談できる場所があったらいい。</p>
新藤会長	<p>不登校の背景は、簡単にこうと言えないものなのだろうと思う。また、不登校の子に対する居場所や学びの場を作るといっても、その不登校の背景に応じたものにならないと本質的な解決にはならないと思われる。学校、保護者、また済美教育センター等の専門職を備えた機関と連携し、子どもの状況をよく見て子どもの声をよく聞いていくということが重要。</p> <p>また、事務局へのお願いとなるが、いじめ及び不登校の問題について資料を提示していただいているが、情報量が少ないため、どのような分析をしているか、済美教育センターがどのようなところでどのような支援をしているのかももう少し詳しく資料をつけていただくと具体的にわかるので、委員もそれを踏まえて議論ができると思う。</p>
吉田委員	<p>民生委員として災害時要支援者のお宅を回っていて、40代の病気を抱えた女性の高校生のお嬢さんとお話することがあった。その子は、お母さんの世話をするヤングケアラーで、中学生のときに学校へ行きづらくなった時期があった。その際に、担任・部活の先生が励ましてくれて引きこもりがちだったのを引き戻してくれてありがたかったと話していた。</p>
新藤会長	<p>不登校の子のゴールは必ずしも学校に通うことでないと思われるが、ヤングケアラーは家族の世話で学校に行けなくなっている状況であるため、行けるようになれ</p>

	<p>れば行きたいということ。このように、不登校の背景に応じた対応はとても大事だと感じる。</p>
	<p>6 その他</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>(1) 子どもワークショップの取組内容の発表と意見交換会について</p>
<p>小山内委員</p>	<p>(「参考資料 子どもワークショップの取組内容の発表 (広報すぎなみ 7 月 1 日号紙面)」 説明)</p> <p>(全体を通しての質疑・意見等)</p> <p>保護者としては、自分の子どものことで何かあるとすぐに学校の先生へ相談したくなってしまうが、相談内容により、学校、地域、家庭内でのように相談場所の明確化が必要ではないかと感じている。区民にもわかりやすく示してもらえないか。</p>
<p>済美教育センター所長</p>	<p>何か事が起こった場合、その背景は複雑でケースごとに違っているため、日々難しいと感じながら学校の支援をしている。学校は教育の現場であるが、日々起こる事例には福祉的な要素や医療・警察につなげるべきケースもあり、学校だけで対応できないケースもたくさんある。教育委員会としては、教育相談室で心理の専門職や関係機関等との連携・調整を行うスクールソーシャルワーカーを備えている。教育相談室や、学校の先生、地域の民生委員さんなど、まずは話しやすいところにご相談いただくのがよいと考える。相談を受けた者が状況を見て専門家へつなげていくということしか方法はないのだろうと考えている。本協議会で皆様と顔をつながせていただいたところでもあるため、これからも各機関で連携を取り、その子が幸せに生活していくために協力をお願いしたい。教育相談室については、ホームページをリニューアルし、よりわかりやすくご案内させていただく予定である。</p>
<p>新藤会長</p>	<p>保護者としては、何かあったときにまず学校に相談と考えるが、それが難しいとなった場合どこに相談しようとなってしまう。このように安心して相談できる場所が他にあるということが十分に知らされ、活用できるということは大切。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>(事務連絡)</p> <p>次回の青少年問題協議会の予定であるが、8 月下旬～9 月上旬を目途に開催する予定である。また詳しい日程は、改めてご連絡させていただく。</p> <p>(閉会)</p>